

化学物質の室内濃度測定測定要領

化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を市に提出する。

測定方法

厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。

測定対象化学物質

ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン パラジクロロベンゼン

測定箇所 39 か所

測定対象室 ・主寝室、台所 (19 戸)

・集会所 1 ヶ所

・測定対象室は、測定前に市が指定する。

なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本事業の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- 1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。
- 2 濃度測定の結果が、本事業の施工により生じたものでないことが明確である場合。
- 3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。

本事業の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、PFI 事業者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。

また、本事業の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、PFI 事業者の負担により、その対策を講じなければならない。